

公の施設の名称	使用料の名称	区分	単位	金額	備考		
高尾山自然公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	300円	1 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月の単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。 2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。		
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年 1本		420円	
		電話柱(電柱であるものを除く。)		電気通信事業法施行令別表第1に定める額			
		その他の柱類		1年 1本		150円	
		電線その他これに類するもの		1年1メートル		30円	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル		300円	
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	1年1メートル		60円	
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			150円	
			外径が1メートル以上のもの			300円	
		郵便差出箱		1年1平方メートル		300円	
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル		3円	
	その他のもの	地下に設けられるもの		1年1平方メートル		150円	
		地上に設けられるもの		1月1平方メートル		30円	
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日		180円	
		業として行う撮影	写真			1日	180円
			映画			1日	8,150円